

○沖縄県立看護大学教員研究用図書貸出細則

(平成11年6月2日)

第1条 この細則は、看護大学附属図書館運営規程第25条の規定に基づき、教員研究用図書の貸出しに関し、必要な事項を定める。

第2条 教員研究用図書とは、教員に配分された研究費で購入された図書館資料をいう。

第3条 教員研究用図書の貸出しは、所定の手続きをとらなければならない。

2 利用済みとなった教員研究用図書及び図書館資料(学術雑誌、視聴覚資料等)は、速やかに返却しなければならない。

第4条 沖縄県立看護大学附属図書館運営規程第11条の規定に基づき、教員には、研究費で購入した図書を長期貸出することができる。

2 貸出期間は、教員の退官又は転任のときまでとする。ただし、館長が必要と認めた場合はこの限りでない。

第5条 教員は、退官又は転任のときは、直ちに借用中の図書を返却しなければならない。ただし、図書館の返却要求がない消耗品図書及び学術雑誌についてはこの限りでない。

第6条 借用図書を毀損又は損失した場合は、直ちにその理由を付して館長に届けなければならない。

第7条 借用図書を紛失あるいは著しく損傷した者は同一図書又はそれに相当する図書を弁償しなければならない。

附 則

この細則は、平成11年6月2日から施行し、平成11年5月13日から適用する。

附 則

この細則は、平成16年3月17日から施行する。